

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）
業務委託に係る企画提案競技 実施要項

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託に係る企画提案競技の実施については、この実施要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務の内容

委託する業務の内容は、別添1「若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

3 委託料

21,253,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限金額とする。

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の（1）から（5）までの全てに該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （4）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （5）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

5 スケジュール（予定）

令和7年3月11日（火）

実施要項発表（HP公開）

令和7年3月11日（火）

質問事項の受付開始

令和7年3月13日（木）正午	質問事項の受付終了
令和7年3月14日（金）正午	質問事項の回答
令和7年3月14日（金）午後5時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和7年3月17日（月）正午	企画提案書等の提出締切
令和7年3月21日（金）	委託先選定委員会の開催
令和7年3月24日（月）	委託先候補者選定結果の通知

6 質問事項の受付

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

電子メールアドレス a4510-09@pref.saitama.lg.jp

埼玉県産業労働部雇用労働課 若年者支援担当宛

※提出後、受信を確認すること。電話：048-830-4538（直通）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上でホームページ上に公開する。

(3) 受付期限等

受付期限：令和7年3月13日（木）正午

回答公開：令和7年3月14日（金）正午

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、様式2「若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールアドレスによる送信

(2) 提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課 若年者支援担当宛

電子メールアドレス a4510-09@pref.saitama.lg.jp

※提出後、受信を確認すること。電話：048-830-4538（直通）

(3) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時**必着**

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類をPDFファイルで提出する。

- ア 企画提案書
仕様書に基づき作成する。
なお、企画提案書の体裁は自由とするが、A4判横にて提出すること。
- イ 委託料の経費内訳
(ア)「3 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合計額（委託料総額）を明記する。様式は任意とする。
(イ)上記（ア）の経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全て単価を計上する。
- ウ 法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）
- エ 国・都道府県等による若年者向け就職支援事業の受託実績、若年無業者等を対象とする又は若年無業者等に関連する専門的な事業の実績を持ち、その支援に必要なノウハウを有する者であることが分かるもの（自社主催分を含む。）
- オ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類
- カ 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- キ『実施要項の「4参加資格」の（1）から（5）までの全てに該当する旨の誓約書』（様式3）
- (2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等
- ア 提出方法
7(2)の到達確認後、当課から電子メールで送信する「SECURE DELIVER【引き取り便】」（ファイル送受信システム）に記載のURLに企画提案書等のPDFファイルをアップロードすること。
なお、「SECURE DELIVER【引き取り便】」に企画提案書等をアップロードしたら、その旨を当課担当宛てに電話連絡すること。
- ※連絡先
埼玉県産業労働部雇用労働課 若年者支援担当
電話番号：048-830-4538（直通）
- イ 提出期限
令和7年3月17日（月）正午必着
- ウ その他
(ア) 企画提案書等の提出は1者につき1提案に限る。
(イ) 企画提案書等は提出後、その内容を変更することはできない。
(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りでない。

(エ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行う。

なお、企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容に加え、独自に提案した部分分かるように記述する。

ア 基本方針

仕様書に示す目的及び目標を達成するため、重要と考える点を簡潔かつ具体的に記述すること。

イ 目標

各事業に参加する対象者等について、仕様書に記載した数値を基に目標数を示す。

ウ 運営・実施体制

各業務の実施体制（事業を実施するに当たっての人数、各スタッフの職務内容、具体的な人員配置）を記述する。

個人情報取扱方針及び管理体制、個人情報漏えい時の対応手順等危機管理対応体制を記述する。

エ 実施方法

下記事項を中心に、適切かつ具体的な業務実施方法を提案する。

(ア) 就業支援機関、関係行政機関、企業等との連携（対面、メタバース）に関する具体的な実施方法等

(イ) 心理相談事業（対面、メタバース）に関する具体的な実施方法・内容

(ウ) セミナー事業（対面、メタバース）に関する具体的な実施方法・内容

(エ) グループワーク事業（対面）、交流会（メタバース）に関する具体的な実施方法・内容

(オ) ミニ講座事業（対面）に関する具体的な実施方法・内容

(カ) 有償型就業体験に関する具体的な実施内容

(キ) しごと体験動画視聴（メタバース）に関する具体的な実施方法・内容

(ク) 親・家族のためのセミナーに関する具体的な実施方法・内容

(ケ) 親・家族のための出張プレ相談に関する具体的な実施方法・内容

(コ) アウトリーチによる支援対象者の開拓に関する具体的な実施方法・内容

(サ) 事業に関する広報・周知に関する具体的な実施方法・内容

オ 実施スケジュール

契約締結後のスケジュールを具体的に記述する。

9 委託先候補者の選定

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者で、「若者自立支援

センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託に係る委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提案内容を総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

10 選定委員会の開催

（1）日程

令和7年3月21日（金）

詳細については、企画提案書等を提出した者に電子メール等で連絡する。

（2）内容

「8 企画提案書等の提出（1）提出書類」で示した書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

（3）プレゼンテーション時間

1者当たり25分以内（プレゼンテーション15分・質疑応答10分）とする。

（4）審査項目

審査項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 基本方針・目標

（ア）業務の目的を理解し、基本方針実現の具体的な取組が示されているか。

（イ）目標値と、それを達成するための具体的な取組が示されているか。

イ 運営・実施体制

（ア）事業責任者の人選、事業実施時の人員体制は十分か。

（イ）個人情報管理、苦情対応、危機管理体制は適切か。

ウ 実施方法

（ア）就業支援機関、関係行政機関、企業等との連携方法は、若年無業者等の就業支援にとって具体的で効果的な企画となっているか。

（イ）心理相談事業（対面、メタバース）は、かわぐち若者サポートステーションと連携し利用者にとって有益な企画となっているか。

（ウ）セミナー事業（対面、メタバース）は、利用者の就業意欲を高める企画となっているか。

（エ）グループワーク事業（対面）・交流会（メタバース）は、利用者のコミュニケーション能力や社会性を向上させる企画となっているか。

（オ）ミニ講座事業（対面）は、特に就業が困難と認めれる利用者にとって受講者のニーズを踏まえるとともに、就業に向けた支援として効果的な企画となっているか。

- (カ) 有償型就業体験は、利用者にとって社会人基礎力や職業理解の向上を図ることができる企画になっているか。
 - (キ) しごと体験動画視聴（メタバース）は、メタバースの特性を生かし、参加者が有償型就業体験に関心を持ち、職業理解を深めることができる企画になっているか。
 - (ク) 親・家族のためのセミナーは、支援を必要とする若者の親・家族が、若者本人との接し方や自立の手立てについて理解できる企画になっているか。
 - (ケ) 親・家族のための出張プレ相談は、支援を必要とする若者の親・家族にとって有益な企画となっているか。
 - (コ) アウトリーチによる支援対象者の開拓については、新たな利用者を掘り起こすための方法として効果的な企画となっているか。特に、メタバースでの支援に関し、その特性を理解し広く周知する企画としているか。
 - (サ) 事業効果を高める独自提案はあるか。
 - (シ) 事業に関する広報・周知は、若者自立支援センター埼玉の認知度及び、当センターで実施する事業について効果的に広く周知する企画となっているか。
 - (ス) 事業スケジュールは具体的かつ実効性のあるものになっているか。
- (5) 選定結果の通知
提案者に対し、令和7年3月24日（月）文書で通知する。
なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約書を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が調わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等があり委託先候補者としての資格要件を失った時は、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託先選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費に係る減額等があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、当該企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。
- (5) 協議が調った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

12 企画提案者等の情報公開

契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を、選定結果として公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

13 その他留意事項

以下の場合には契約締結ができない場合がある。

- (1) 予算議決時に附帯決議が付された場合
- (2) 予算執行について、何らかの条件が付された場合

様式 1

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）
業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書

埼玉県産業労働部雇用労働課若年者支援担当 宛
（電子メールアドレス a4510-09@pref.saitama.lg.jp）

法人名

担当者名

連絡先 電話
F A X
電子メール

質問項目	質問内容

※受信を確認してください。電話：048-830-4538（直通）

様式 2

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）
業務委託に係る企画提案競技参加希望書

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託に係る企画提案競技実施要項に基づき、若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託の企画提案競技への参加を希望します。

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事 大野元裕

参加希望者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

（担当者） 所属・職・氏名

電話

F A X

電子メール

様式 3

実施要項の「4 参加資格」の（１）から（５）までの
全てに該当する旨の誓約書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事 大野 元 裕

主たる事務所の所在地

企画提案者 法人名

代表者氏名

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業（対面、メタバース）業務委託の企画提案競技への参加に当たり、実施要項の「4 参加資格」の（１）から（５）までの全てに該当することを誓約します。

（参考）4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の（１）から（５）までの全てに該当する者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （４）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （５）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。